

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年一月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月十九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 籠原停車場線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>熊谷市新堀七四六番一地从先から 同市新堀八八〇番六地先まで</p>	<p>熊谷市新堀七五五番四地从先から 同市新堀八八〇番一地从先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>二〇・〇〇〇 三四・一四</p>	<p>七・〇〇〇 一三・七五</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二七二・〇一</p>	<p>三三二・〇九</p>	<p>延 長 (メートル)</p>
<p>熊谷都市計画事業籠原中央第一土地区画整理事業</p>		<p>備 考</p>